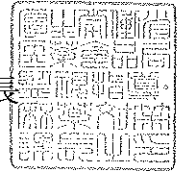


薬食監麻発0804第2号

平成21年 8月 4日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長



薬事法施行規則第203条第3項の規定に基づき検定を要しないものとして
厚生労働大臣が指定する医薬品等及び厚生労働大臣が定める場合の一部改
正について

平成21年厚生労働省告示第355号により、薬事法施行規則第203条第3項の規定に基づき
検定を要しないものとして厚生労働大臣が指定する医薬品等及び厚生労働大臣が定める場
合（平成20年厚生労働省告示第374号）が別添のとおり一部改正されたので、下記の改正
要旨等について御了知の上、貴管下関係業者等に対する周知徹底及び指導に遺漏なきを期
されたい。

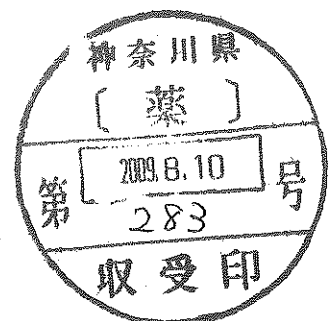
記

1. 改正要旨

検定を要しない医薬品の名称の一部が改正されたこと。

2. 適用時期

公布日（平成21年7月7日）



(587)
ビマトプロスト

指定施業要件を変更する
平成二十一年七月七日

三七八五の六から三七八五の八まで（以上八筆について次の図に示す部分に限る。）、二五